

## 貸 借 対 照 表

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流動資産	4,553,753	流動負債	3,011,795
現金及び預金	3,306,013	買掛金	668,925
売掛金	599,105	工事未払金	224,586
完成工事未収入金	283,341	リース債務	71
未成工事支出金	38,320	未払金	16,849
前払費用	29,262	未払費用	571,332
繰延税金資産	237,300	未払法人税等	590,747
その他	63,565	前受金	2,121
貸倒引当金	△3,157	未成工事受入金	24,867
		預り金	404,217
		賞与引当金	358,346
		その他	149,730
固定資産	3,088,847	固定負債	590,446
有形固定資産	521,565	退職給付引当金	539,095
建物	257,267	資産除去債務	45,922
機械及び装置	20,877	その他	5,428
車両運搬具	0		
工具、器具及び備品	40,791	負債合計	3,602,242
土地	202,586	( 純 資 産 の 部 )	
リース資産	41	株主資本	4,040,358
無形固定資産	2,179,216	資本金	100,000
ソフトウェア	148,744	資本剰余金	100,000
のれん	2,020,097	資本準備金	100,000
その他	10,373	利益剰余金	3,840,358
投資その他の資産	388,066	利益準備金	50,000
破産更生債権等	5,915	その他利益剰余金	3,790,358
繰延税金資産	201,800	別途積立金	1,000,000
その他	186,422	繰越利益剰余金	2,790,358
貸倒引当金	△6,070		
		純資産合計	4,040,358
資産合計	7,642,600	負債純資産合計	7,642,600

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法  
その他有価証券  
(時価のないもの) …… 移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法  
未成工事支出金 …… 主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。)  
およびその他のたな卸資産
3. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産を除く。)  
定率法  
ただし、建物(建物附属設備を除く。)については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、次の通りであります。

建	物	9年～50年
機	械及び装置	15年
工	具、器具及び備品	2年～20年
  - (2) 無形固定資産(リース資産を除く。)  
定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
  - (4) 投資その他の資産(その他)  
均等償却
4. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金  
従業員への賞与支給に充てるため、支給見込額基準方式により計上しております。
  - (3) 退職給付引当金  
従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。  
退職給付引当金および退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。
    - ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
    - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の10年による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。  
過去勤務費用は、発生時に全額費用処理しております。

## 5. 収益及び費用の計上基準

### 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

## 6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### (1) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等のうち、固定資産に係るものは「投資その他の資産 その他」に計上し（5年均等償却）、その他は当事業年度の期間費用として処理しております。

### (2) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、16年間で均等償却しております。

## 会計方針の変更に関する注記

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）および事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響額はありません。

## 追加情報

(法人税等の税率変更に係る事項)

「所得税法等の一部を改正する法律」および「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.03%から、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については34.48%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については34.26%となります。

これらの変更により、繰延税金資産の金額が8,400千円減少し、「法人税等調整額」が8,400千円増加しております。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の数 2,368株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年3月25日 臨時株主総会	普通株式	1,400,000千円	591,216.21円	平成28年3月25日	平成28年3月31日

(注) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。